

敬老乗車証のご案内

■対象者

仙台市内にお住まいの70歳以上の方

障害者交通費助成（ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券）との併給はできません。

■利用範囲

仙台市営バス、宮城交通バスの市内区間と、仙台市地下鉄全線で使えます。

※「るーぷる仙台」「ながまちくん」「楽天シャトルバス」でもご利用いただけます。

- ・バスの場合、仙台市内で乗車または降車すれば、市外にまたがる区間でもご利用いただけます。
- ・団体利用や宮城交通が運行する高速バス、特急バス、定期観光バスでの利用はできません。
- ・JR、愛子観光バス、タケヤ交通など、ほかの交通機関では利用できません。

■敬老乗車証ICカード（以下、「敬老乗車証」）について

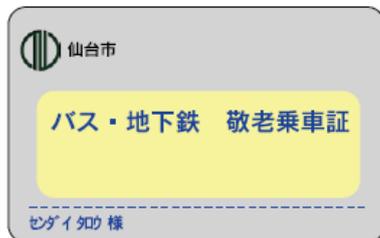
■敬老乗車証について

敬老乗車証は「一般用」と「福祉割引用」の2種類あります。

ご利用いただくにあたり、事前に区役所・総合支所の窓口でチャージをしておくことにより使用が可能となります。

カード見本

一般用



有効期限なく継続して使用可能

福祉割引用（障害者手帳等をお持ちの方）



有効期限があり、年1回の更新が必要

■利用者負担金について

チャージ金額は1,000円から可能で、利用者負担金100円で1,000円のチャージができます。

※ただし、介護保険料所得段階により負担金が以下のとおり異なります。

※当該年度の介護保険料所得段階は6月中旬に決定され、その情報をもとに負担金を算定するため、ご負担金の切替日は8月1日となります。

○負担金の基準（令和3年度～令和5年度の介護保険料所得段階）

段階	対象者	負担金
4以下	●生活保護を受給している方 ●世帯員全員が市町村税非課税の方	50円で1,000円のチャージが可能
5以上	上記以外の方	100円で1,000円のチャージが可能

※チャージ申請日が4月1日から7月31日までの場合、前年度の介護保険料所得段階が基準

※チャージ申請日が8月1日から3月31日までの場合、当該年度の介護保険料所得段階が基準

■使い方

乗るときと降りるときに、敬老乗車証をバスや地下鉄のICカード読み取り部にタッチします。タッチすると「ピッ」と音が鳴ります。



■バス

乗るときは乗車口のICカード読み取り部に、降りるときは運転席横のICカード読み取り部に敬老乗車証をタッチしてください。

- ・乗るときにバスの整理券をとる必要はありません。

■地下鉄

乗るとき、降りるときに改札機のICカード読み取り部に敬老乗車証をタッチしてください。

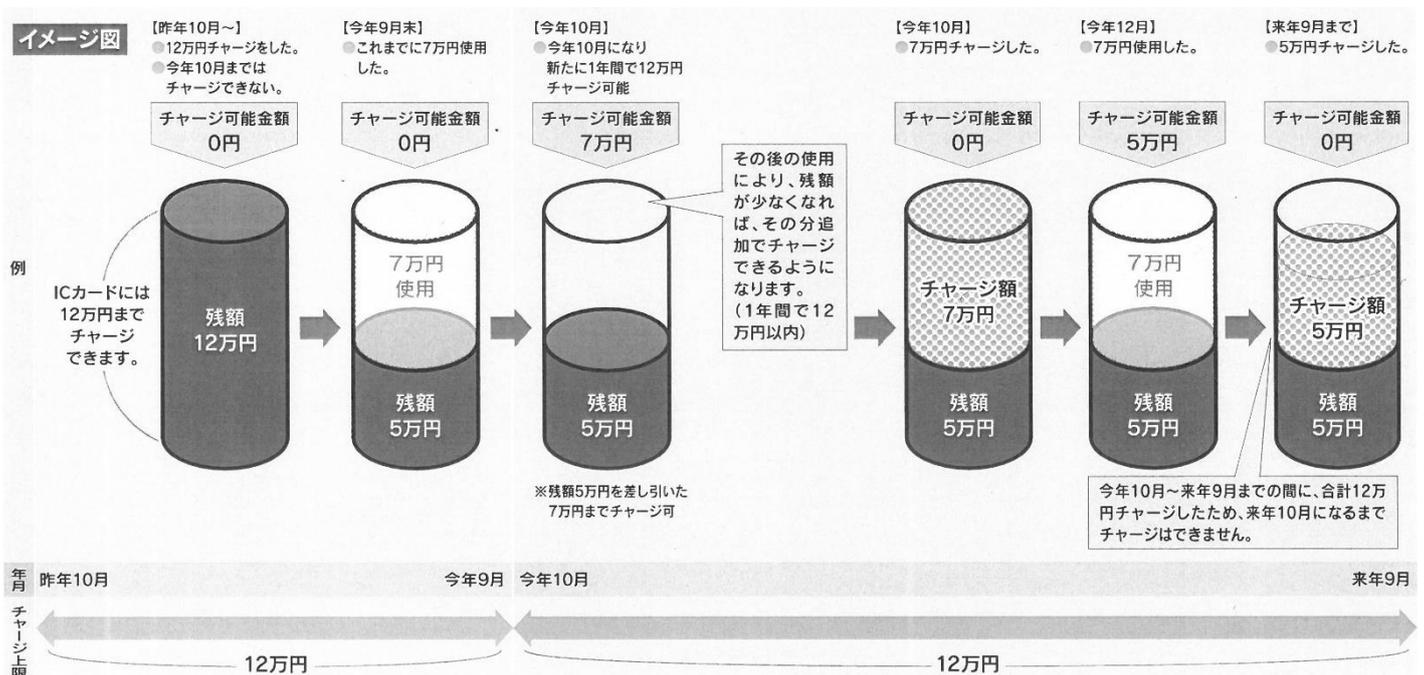
ちかてつ
地下鉄に乗るとき



- ・タッチが難しいときは、バス乗務員または地下鉄駅務員にお声がけください。
- ・パスケースに入れたままでも利用できます。
- ・ほかのICカードと重ねてタッチするとエラーになりますので、敬老乗車証だけをタッチしてください。
- ・車載機や改札機の読取部にタッチすると残額が表示されます。
(地下鉄駅窓口、券売機、乗車券販売所、バス営業所及び出張所でも残額確認が可能です。)
- ・敬老乗車証を6ヶ月使用しないと、一時的にロックがかかり、使用できなくなる場合があります。その際は、各区役所・総合支所へお問い合わせください。

■年間のチャージ上限について

- 毎年10/1～翌年9/30の間にチャージできる金額は12万円までです。
- 敬老乗車証の残額は、12万円が上限になります。
- 9/30までにチャージして使い切らなかった残額は10/1以降も使用できます。
- 自動的に繰越されますので、区役所・総合支所にお越しいただく必要はありません。



■交付・チャージの手続き

交付は、お住まいの区役所・総合支所の窓口で行います（※）。

チャージのお手続きはお住まいの区役所・総合支所以外の窓口でも可能です。

※青葉区にお住まいの方は青葉区役所・宮城総合支所のいずれか、太白区にお住まいの方は太白区役所・秋保総合支所のいずれかでお手続きできます。

<持ってくるもの>

○初回交付時

敬老乗車証交付申込書（申請案内はがき）

本人確認のための書類（申請案内はがきがない場合は、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

負担金

○チャージ申請に必要なもの

敬老乗車証 負担金

■福祉割引用敬老乗車証について

有効期限は毎年9月30日で、年度更新の手続きが必要です。

毎年8月下旬ころに更新申込書（はがき）を送りますので、9月1日以降の平日にお住まいの区役所・総合支所の窓口で更新手続きをしてください。

○福祉割引用敬老乗車証をお使いの場合、自動的に福祉割引（※）が適用された支払ができます。

○利用者負担金は一般用敬老乗車証をお使いの方と同じです。

○交付時・更新時には下記の手帳をお持ちください。

○対象となるのは以下のものをお持ちの方です。

身体障害者手帳 療育手帳 被爆者健康手帳

精神障害者保健福祉手帳（仙台市又は宮城県が発行した手帳で写真貼付のあるもの）

※宮城交通バスをご利用して降りる際は乗務員に障害者手帳等を提示のうえ、バス車載器にタッチしてください。

■再発行の手続き

敬老乗車証を紛失・破損した場合、または敬老乗車証の不具合や券面が読みにくくなった場合等は、再発行することができます。

この場合、元の敬老乗車証の残額を再発行した敬老乗車証に移し替えてご利用いただけます。

※再発行はキャンセルできません。また、紛失した敬老乗車証が見つかっても使用できません。

■再発行の方法

①お住まいの区役所・総合支所で再発行のお申込みをしてください。

○お申込みに必要なもの

本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

※再発行のお申込み当日に、再発行した敬老乗車証をお渡しすることはできません。

②お申込みの翌日以降、14日以内に、お住まいの区役所・総合支所で再発行した敬老乗車証をお受け取りください。

○受け取りに必要なもの

再発行整理票（①のお申し込みの際にお渡しします）

本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

再発行にかかる実費相当額500円

※天災等により紛失・破損された場合は、窓口にお問い合わせください。

■返還・残額払い戻しの手続き

市外に転出する等して利用資格を喪失した場合や、敬老乗車証を使わなくなった場合は、お住まいの区役所・総合支所の窓口へ敬老乗車証を返還してください。

また、返還の際は残額に応じた負担金額分の払い戻しが受けられます。

<本人が払い戻しを希望される場合>

○払い戻し手続きに必要なもの

敬老乗車証 ご本人の振込先銀行口座の通帳

<本人が死亡された場合>

○払い戻し手続きに必要なもの

敬老乗車証 相続人の振込先銀行口座の通帳

相続人であることを証明する書類（戸籍謄本等）（※）

※払戻金は相続財産となるため、住民基本台帳を調査した結果、申請された方が法定相続人であることを確認できない場合には、戸籍謄本などを提出していただく場合があります。

詳しくは、お住まいの区役所・総合支所へお尋ねください。

■代理の方が手続きをする場合

ご本人が、窓口に来られない場合は、ご家族の方など代理の方が手続きすることができます。

○代理申請に必要なもの

各種手続きに必要なもの（前述の各種手続きにおいて、該当するもの）

委任状（チャージ及び払い戻しが伴わない返還、福祉割引有効期限更新の場合は不要）

※委任状について本人が手書きしない場合は、記名押印（シャチハタ以外、認印可）が必要です。

※委任状の様式は仙台市のホームページから取り出せます。

■不正利用について

<貸与・譲渡の禁止>

敬老乗車証を自分以外の人に譲ったり、貸したりすることは禁止されています。

また、自分以外の方の敬老乗車証を利用することはできません。

<不正に利用した場合>

敬老乗車証を不正に利用した場合は、すでに交付した敬老乗車証を返還していただくとともに、返還から1年間は敬老乗車証の交付を停止させていただきます。

返還していただけない場合、使用停止を行うこともあります。

【問い合わせ先】

仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」 ☎022-398-4894

または、お住まいの区役所・総合支所へお問い合わせください。



青葉区役所障害高齢課 ☎225-7211(代)	若林区役所障害高齢課 ☎282-1111(代)	泉区役所障害高齢課 ☎372-3111(代)
青葉区宮城総合支所障害高齢課 ☎392-2111(代)	太白区役所障害高齢課 ☎247-1111(代)	
宮城野区役所障害高齢課 ☎291-2111(代)	太白区秋保総合支所保健福祉課 ☎399-2111(代)	

令和5年10月作成（仙台市健康福祉局高齢企画課）